



道路を広げて通行をスムーズに

都市計画道路と都市計画公園の変更について、原案がまとまりました。原案の閲覧と公聴会を開催します。公聴会で意見陳述を希望する人は公述申出書を提出してください。

●**原案の概要・閲覧**
十一月七日(火)から二十一日(火)までの執務時間内に、県原案については県都市計画課、前橋土木事務所および市都市計画課、市原案については市都市計画課で閲覧できます。

●**都市計画道路(県原案)**
路線名 新前橋駅川曲線(3・4・19号) 代表幅員 220m
区間 約二百九十m

●**都市計画公園(市原案)**
公園名 東公園(3・3・9号) 面積 三・一ヘクタールから一・二ヘクタールへ

□**公聴会の傍聴**
日時 12月6日(水)午後7時
会場 東公民館 申し込み 当日会場へ直接

●**公述申出書の提出**
十一月二十一日(火)(必着)までに郵送または直接。住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見要旨(四百字以内)を書いた公述申出書を県原案は県庁都市計画課へ、市原案は市役所都市計画課へ。

●**公述人の選定**
同じ趣旨の意見が多数あるときは知事や市長が公述人を選定し、人数を制限します。

○：問い合わせは県都市計画課 ☎226-3656、市都市計画課 ☎890-6948へ。

公述人は事前に申し込みを

広瀬川河畔緑地の変更案

広瀬川河畔緑地変更の原案がまとまりました。原案の閲覧と公聴会を行います。公聴会で意見陳述を希望する人は、次のとおり公述申出書を提出してください。

□**原案の閲覧**
日時 11月7日(火)～21日(火)の執務時間内 場所 市役所都

市計画課

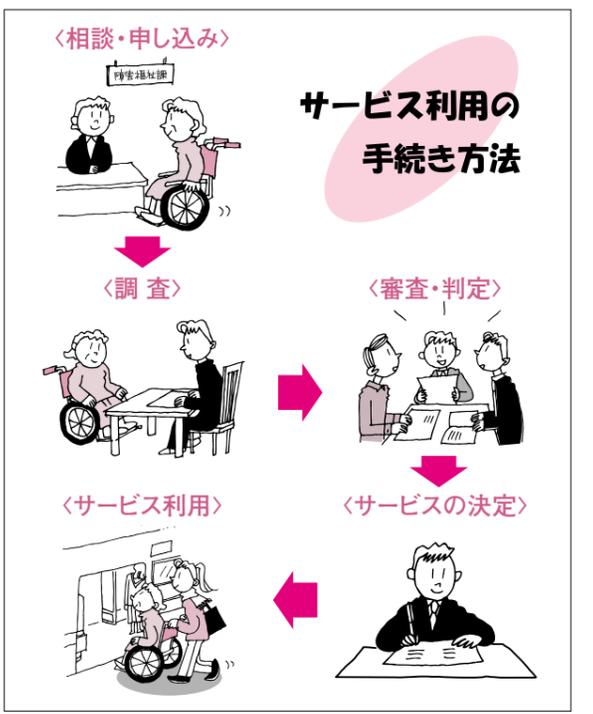
□**公聴会の傍聴**
日時 11月27日(月)午後7時
会場 総合福祉会館(日吉町二丁目) 申し込み 当日会場へ直接

●**公述申出書の提出**
十一月二十一日(火)(必着)までに郵送または直接。住所・

●**公述人の選定**

同じ趣旨の意見が多数あるときは市長が公述人を選定し、人数を制限します。また、公述人がいないときは公聴会を開催しません。

○：問い合わせは都市計画課 ☎890-6948へ。



手続きが変わりました

障害福祉サービスの利用

ヘルパー派遣などの障害福祉サービスの利用手続きが十月から変わりました。これまでと違い、障害の種類にかかわらず、右図のとおり共通の制度で行われます。

□**相談・申し込み**
サービスが必要な人は相談・利用の申請を障害福祉課へ直接。

□**調査**
利用申請によって、障害者の状況について調査を行います。

□**審査・判定**
調査結果を基にして、公平・公正な判断をするために審査会で障害程度区分が決められます。

□**サービスの決定**
障害程度区分や利用者の意向によってサービス内容などが決まり、受給者証が交付されます。

□**サービスの利用**
利用者が希望する事業者と契約し、サービスを利用します。なお、希望する障害福祉サービスによっては、手続きが異なる場合があります。

○：問い合わせは障害福祉課 ☎219-2005へ。

熱気いっぱいの2日間

前橋まつりが開催されました

10月14日・15日



友好都市メナーシャ市のローズ市長もみこしに飛び入り

カメラが



練習の成果を堂々と

そろいの法被で八木節を



中学生が奏でる美しいハーモニー



アーケードの屋根ぎりぎりを通る山車



高崎市から参加した頼政太鼓も勇壮に